

別表（第10条関係）

区 分	行政文書の種類	写しの作成の方法		金 額
写しの作成に要する費用	文書、図画又は写真	複写機により複写したもの	モノクローム	1枚につき10円
			カラー	1枚につき50円
		上記以外の方法により複写したもの		実費に相当する額
	電磁的記録	録音テープ	1巻（120分）につき120円	
		ビデオテープ	1巻（VHS 120分）につき210円	
		フロッピーディスク	1枚（3.5インチ 2HD）につき80円	
光ディスク		1枚（CD-R 700MB）1枚につき100円		
上記以外の電磁的記録媒体		実費相当額		
写しの送付に要する費用				郵便又は信書便による送付に要する費用に相当する額

## 備考

- 1 写しを作成する場合は、日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画又は写真については、片面を1枚として算定する。

様式第1号(第2条関係)

個人情報取扱事務開始(変更)届出書兼管理簿

届出年月日	年 月 日	事務担当組織名	課
開始年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日
個人情報取扱事務の名称			
個人情報取扱事務の利用目的			
根拠法令等	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> その他	(法令等の名称)	
記録種別	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気テープ等 <input type="checkbox"/> その他( )		
電子計算機処理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機の直結	<input type="checkbox"/> 有 結合先( ) <input type="checkbox"/> 無
対象者の範囲			
個人情報の記録項目	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 免許・資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納入状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 銀行口座 <input type="checkbox"/> 団体加入等 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他( )		
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	有の場合	収集根拠条例第4条第3項第 号該当
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 → 収集先の名称等( ) ※収集根拠条例第4条第2項第 号該当		
個人情報の経常的提供先	(提供先名称等) ※提供根拠条例第6条第1項第 号該当		
外部委託	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(委託業務内容)	
個人情報が記録されている主な行政文書の名称			

※ 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律平成二十五年法律第二十七号。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除く。））が含まれるものは個人情報取扱事務開始(変更)届出書兼管理簿を特定個人情報取扱事務開始(変更)届出書兼管理簿と読み替える。

様式第2号（第2条関係）

個人情報取扱事務廃止届出書

年 月 日

（あて先）広域連合長

実施機関名

個人情報取扱事務の廃止に伴い、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 個人情報取扱事務の担当組織名

2 個人情報取扱事務の名称

3 廃止年月日 年 月 日

4 備 考

保有個人情報開示請求書

(あて先)広域連合長	年 月 日
開示請求者 住 所 氏 名 電話番号	
長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第11条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。	
個人情報取扱事務の名称	
開示請求する保有個人情報の内容	(保有個人情報を特定できるように具体的に記入してください。)
開示の実施の方法	(希望する開示の実施の方法を○で囲んでください。) 1 閲 覧      2 写しの交付      3 視 聴
法定代理人が請求する場合	本人との関係 (該当する区分を○で囲んでください。) 1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人
	本人の氏名
	本人の住所
※本人等確認欄	1 運転免許証      2 旅券      3 その他(                      ) 4 法定代理人の資格確認(                      )
※事務担当課	課(電話                      )

備考

- 1 委任による代理人が特定個人情報について請求する場合は、委任状を提出してください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

様式第4号（第6条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号 年 月 日	
様  広域連合長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第15条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することを決定しましたので通知します。	
個人情報取扱事務の名称	
開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 時
開示の場所	
開示の実施の方法	1 閲覧      2 写しの交付      3 視聴
事務担当課	課(電話 )

備考

- 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人又はその法定代理人であることを証明する書類を提出してください。
- 2 指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ、事務担当課までご連絡ください。

保有個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 日 号	
様	
広域連合長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第15条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。	
個人情報取扱事務の名称	
開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 時
開示の場所	
開示の実施の方法	1 閲覧      2 写しの交付      3 視聴
開示しない部分の概要	
一部について開示しない理由	長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第12条第号に該当
開示することができるようになる期日	年 月 日（該当保有個人情報の開示請求を希望される場合には、同日以後改めて開示請求をしてください。）
事務担当課	課（電話                      ）

備考

保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人又はその法定代理人であることを証明する書類を提示してください。

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 上記1、2にかかわらず、上記1、2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由がある場合は、認められる場合があります。

保有個人情報非開示決定通知書

第 年 月 日 号 日	
様  広域連合長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第15条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。	
個人情報取扱事務の名称	
開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示しない理由	<input type="checkbox"/> 長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第12条第号に該当  <input type="checkbox"/> 開示請求に係る保有個人情報を保有していない
開示することができるようになる期日	年 月 日(当該保有個人情報の開示請求を希望される場合には、同日以後改めて開示請求をしてください。)
事務担当課	課(電話 )

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 上記1、2にかかわらず、上記1、2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由がある場合は、認められる場合があります。

保有個人情報開示請求拒否決定通知書

第 年 月 日 号	
様	
広域連合長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条の規定により、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するため、同条例第15条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。	
個人情報取扱事務の名称	
開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示しない理由 （保有個人情報の存否を明らかにしない理由）	
事務担当課	課(電話 )

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 上記1、2にかかわらず、上記1、2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由がある場合は、認められる場合があります。



開示の諾否決定期間延長通知書

第 年 月 日 号 年 月 日	
様	広域連合長 <span style="float: right;">印</span>
年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第16条第2項の規定により、次のとおり開示の諾否決定の期間を延長しましたので通知します。	
個人情報取扱事務の名称	
開示請求のあった保有個人情報の内容	
長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第16条第1項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長する期間	年 月 日から 年 月 日まで <span style="float: right;">日間</span>
延長の理由	
事務担当課	課(電話 )

様式第9号（第8条関係）

意見照会書

第 年 月 日 号 日	
様	広域連合長 <span style="float: right;">印</span>
長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第11条第1項の規定により開示請求のあった保有個人情報に、あなたに関する情報が記録されていますので同条例第17条第1項又は第2項の規定により通知します。 つきましては、この開示請求に係る保有個人情報の開示についてご意見があれば、文書により意見書を提出していただきますようお願いします。	
個人情報取扱事務の名称	
開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示請求のあった年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に記録されているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先 (事務担当課)	課(電話番号 )

備考

- 1 開示しても支障がない場合は、意見書の提出は不要です。
- 2 全部の開示について反対する、一部の開示について反対するなどのご意見があれば、意見書にその旨及びその理由を具体的に記載してください。
- 3 提出期限までに意見書の提出がない場合は、該当保有個人情報について、開示しても支障がないものとみなします。

開示決定に係る通知書

第 年 月 日 号 日	
様  広域連合長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けで意見書の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第17条第3項の規定により通知します。	
個人情報取扱事務の名称	
開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示決定の内容	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 部分開示
開示決定の理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課	課(電話 )

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 上記1、2にかかわらず、上記1、2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由がある場合は、認められる場合があります。

保有個人情報訂正請求書

(あて先)広域連合長	年 月 日
	訂正請求者 住 所  氏 名  電話番号
長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。	
個人情報取扱事務の名称	
訂正請求する保有個人情報の内容	(保有個人情報を特定できるように具体的に記入してください。)
訂正を求める内容	(訂正を求める箇所及び訂正後の内容を記入してください。)
法定代理人が請求する場合	本人との関係 (該当する区分を○で囲んでください。) 1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人
	本人の氏名
	本人の住所
※本人等確認欄	1 運転免許証      2 旅券      3 その他(                      ) 4 法定代理人の資格確認(                      )
※訂正の内容が事実と合致することを証明する書類	
※事務担当課	課(電話                      )

備考

- 1 委任による代理人が特定個人情報について請求する場合は、委任状を提出してください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

様式第12号（第12条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日 号	
様	
広域連合長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおりその全部を訂正することと決定しましたので通知します。	
個人情報取扱事務の名称	
訂正請求のあった保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課	課(電話 )

保有個人情報部分訂正決定通知書

第 年 月 日 号	
様	
広域連合長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおりその一部を訂正することと決定しましたので通知します。	
個人情報取扱事務の名称	
訂正請求のあった保有個人情報の内容	
訂正の内容	
一部について訂正しない理由	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課	課(電話 )

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 上記1、2にかかわらず、上記1、2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由がある場合は、認められる場合があります。

保有個人情報非訂正決定通知書

第 年 月 日 号 日	
様	
広域連合長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第2項の規定により、次のとおりその全部を訂正しないことと決定しましたので通知します。	
個人情報取扱事務の名称	
訂正請求のあった保有個人情報の内容	
訂正しない理由	
事務担当課	課(電話 )

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 上記1、2にかかわらず、上記1、2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由がある場合は、認められる場合があります。

様式第15号（第13条関係）

訂正の諾否決定期間延長通知書

第 年 月 日 号 年 月 日	
様	広域連合長 <span style="float: right;">印</span>
年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第24条第2項の規定により、次のとおり訂正の諾否決定の期間を延長しましたので通知します。	
個人情報取扱事務の名称	
訂正請求のあった保有個人情報の内容	
長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第24条第1項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長する期間	年 月 日から 年 月 日まで <span style="float: right;">日間</span>
延長の理由	
事務担当課	課(電話 )



保有個人情報利用停止請求書

(あて先)広域連合長	年 月 日
利用停止請求者 住 所 氏 名 電話番号	
長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第24条の4第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求します。	
個人情報取扱事務の名称	
利用停止請求する保有個人情報の内容	(保有個人情報を特定できるように具体的に記入してください。)
利用停止請求の趣旨及び理由	
法定代理人が請求する場合	本人との関係 (該当する区分を○で囲んでください。) 1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人
	本人の氏名
	本人の住所
※本人等確認欄	1 運転免許証      2 旅券      3 その他(            ) 4 法定代理人の資格確認(            )
※事務担当課	課(電話                    )

備考

- 1 委任による代理人が特定個人情報について請求する場合は、委任状を提出してください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

様式第17号（第15条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日 号	
様	
広域連合長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けの保有個人情報の利用停止の請求については、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第24条の6第1項の規定により、次のとおりその保有個人情報の利用を停止することと決定しましたので通知します。	
個人情報取扱事務の名称	
利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
保有個人情報の利用停止の内容	
保有個人情報利用停止年月日	年 月 日
事務担当課	課(電話 )

保有個人情報非利用停止決定通知書

第 年 月 日 号 日	
様	
広域連合長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けの保有個人情報の利用停止の請求については、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第24条の6第2項の規定により、次のとおりその利用を停止しないことと決定しましたので通知します。	
個人情報取扱事務の名称	
利用停止の請求があった保有個人情報の内容	
利用停止しない理由	
事務担当課	課(電話 )

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。)、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 上記1、2にかかわらず、上記1、2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由がある場合は、認められる場合があります。

利用停止の諾否決定期間延長通知書

第 年 月 日 号 日	
様	広域連合長 <span style="float: right;">印</span>
年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第24条の7第2項の規定により、次のとおり利用停止の諾否決定の期間を延長しましたので通知します。	
個人情報取扱事務の名称	
利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第24条の2第1項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長する期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
延長の理由	
事務担当課	課(電話 )

様式第20号(第17条関係)

審 査 会 諮 問 通 知 書

第 年 月 日 号	
様	
広域連合長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けの開示の諾否決定、訂正の諾否決定、利用停止の諾否決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、次のとおり長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問をいたしましたので、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第26条の規定により通知します。	
個人情報取扱事務の名称	
審査請求のあった保有個人情報の内容	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
事務担当課	課(電話 )